

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人糸賀悌治の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（本件につき所論の法令違反が存しない旨の原判示は、正当である。そして、仮りにかかる法令違反があるとしても、被告人等が本件のごとき暴力行為をなし得ないものであることも論をまたない。されば、本件につき同四一条一号を適用すべきものとは認められない。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年五月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 斎 藤 悠 輔

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官 下 飯 坂 潤 夫